

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査」項目別分析

令和3年度第4回 板橋区地域ケア運営協議会	資料6-2
令和4年3月23日(水)	

項目別分析

1	<p>【1 組織運営体制等】 昨年度までと同様の介護人材の不足や、求められる専門性の高さ等の影響に加え、コロナ禍により、人員確保が難しい状況が続いている。職員体制に変更があれば、その都度、届出書を提出してもらい、人員を把握するように努めている。また、ヒアリング時等に確認を行うことで、状況の把握や法人との連携を図ってきたが、引き続き後方支援を行う必要がある。</p>
2	<p>【2-(1) 総合相談支援業務】 令和元年5月に終結条件を提示し、包括と共有を行ったことで、総合相談支援の評価指標については全包括で達成している。令和3年度の事業評価からも、コロナ禍で高齢者の状況が把握しづらい状況にあることに加え、個々のケースの多問題化による支援困難事例の増加していることが確認できる。包括的な相談支援体制づくりの推進ためにも、引き続き個別具体的な相談や後方支援を実施していく。</p>
3	<p>【2-(2) 権利擁護業務】 権利擁護の項目における評価指標については、概ね満たしている。高齢者虐待防止及び消費者被害防止等の地域への情報提供については、引き続き個別支援・各種会議及び研修会等の機会を通じ、積極的にを行うよう、包括へ働きかけをおこなっていく。成年後見制度については、地域包括支援センターと連携を図りながら、引き続き利用促進を図っていく。</p>
4	<p>【2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 各地域包括支援センターは、圏域内の居宅介護支援事業所などを対象に、研修、事例検討、意見交換会を実施し、積極的に包括的・継続的ケアマネジメント支援の環境整備やケアマネジャー支援を行っている。地域包括支援センターの主体性にも留意しつつ、より効果的な事業の運営を目指し、事業のPDCAサイクルや取組みの効果や成果、多機関や多職種との連携など、業務の質的な達成度を注視していく。</p>
5	<p>【2-(4) 地域ケア会議】 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議は、令和2年度時点では、「地区ネットワーク会議」及び「小地域ケア会議」である。令和元年5月にセンターによる運営方針の参加者への周知や、議事録・検討事項のまとめの共有などの開催方法をマニュアルに記載しており、各センターにおいて、実施する体制を整えている。令和3年度は、第8期介護保険事業計画において地域ケア会議の再編成を行い、新たにマニュアルを整備した。今後は、地域包括ケアシステムの構築に向け、各会議間での更なる連携を図っていく。</p>
6	<p>【2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務】 令和3年度において、各地域包括支援センター及び地域の介護支援専門員が実施する介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性について調査を開始し、透明性の確保を行う等、さらなる工夫を行った。今後、引き続き各地域包括支援センター及び地域の介護支援専門員による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの質の向上を目指し事業を実施する。</p>
7	<p>【3 事業間連携(社会保障充実分事業)】 医療関係者と合同の事業や認知症初期集中支援事業について、評価指標を達成している。コロナ禍において、ICTの活用をはじめとする事業開催方法の見直しを行うことで、医療関係者との連携を行うことができた。新しい生活様式に対応する在宅医療・介護連携推進事業のあり方や協議体との連携や、いわゆる「コロナ自粛」の影響により認知症の症状がある高齢者の方等への支援のための認知症施策の推進について、今後も適正な運営に努める。</p>

※令和3年4月末(時点)又は、令和2年4月1日～令和3年3月31日(期間)の達成状況